

令和7年度社会福祉法人指導監査の結果について

1 指摘状況

年度	所管法人数	指導監査実施数	文書指摘あり	文書指摘なし
令和7年度	226法人	80件	74件 (92.5%)	6件 (7.5%)
令和6年度	227法人	70件	63件 (90.0%)	7件 (10.0%)
令和5年度	223法人	78件	72件 (92.3%)	6件 (7.7%)

2 文書指摘内訳

区分			指摘数(件)
Ⅰ 法人運営	1 定款		2
	2 内部管理体制		1
	3 評議員・ 評議員会	(1) 評議員の選任	48 ※1
		(2) 評議員会の招集・運営	57 ※2
	4 理事	(1) 定数	-
		(2) 選任及び解任	3 ※3
		(3) 適格性	11 ※4
		(4) 理事長	5
	5 監事	(1) 定数	-
		(2) 選任及び解任	14
		(3) 職務・義務	6
	6 理事会	(1) 審議状況	40
		(2) 記録	9
		(3) 債権債務の状況	1
7 会計監査人		-	
8 評議員、理事、 監事及び 会計監査人の 報酬	(1) 報酬	1	
	(2) 報酬等支給基準	5	
	(3) 報酬の支給	-	
	(4) 報酬等の総額の公表	-	
Ⅱ 事業	1 事業一般	1	
	2 社会福祉事業	-	
	3 公益事業	-	
	4 収益事業	-	
Ⅲ 管理	1 人事管理	1	
	2 資産管理	(1) 基本財産	4
		(2) 基本財産以外の財産	-
		(3) 株式保有	-
		(4) 不動産の借用	-
	3 会計管理	(1) 会計の原則	-
		(2) 規程・体制	39
		(3) 会計処理	31
		(4) 会計帳簿	-
		(5) 決算及び計算関係書類	16
	4 その他	(1) 特別の利益供与の禁止	-
		(2) 社会福祉充実計画	1
(3) 情報の公表		5	
(4) その他		16	
計			317

※1 理事・監事の選任手続き等の指摘を、評議員分とまとめて指摘したものも含む。(理事24件・監事15件)

※2 理事会手続きの指摘を、評議員会分とまとめて指摘したものも含む。(9件)

※3 監事の選任手続きの指摘を、理事分とまとめて指摘したものも含む。(3件)

※4 監事の適格性確認等の指摘を、理事分とまとめて指摘したものも含む。(3件)

3 指摘内容等

(1)概況

- 当該年度の文書指摘があった法人は全体の 92.5%で、前年度に比べやや増加している。
- 1 法人あたりの文書指摘数で見た場合、当該年度平均は約 4.0 件で、こちらは前年度の約 4.9 件に比べ減少している。
- 指摘全体の傾向としては、平成 29 年度以降引き続き、評議員会・理事会の招集・運営及び会計処理等の特定の事項に集中している。さらに、当該年度は多くの法人が評議員・理事・監事の改選期であったことから、それに伴う不備が数多く見受けられる。また、情報の公表は、近年、財務諸表等電子開示システムに関連して、指摘数が減少している。

(2)主な指摘一覧

ア 評議員及び評議員会

- 評議員の選任については、定款に定める選任手続きを行うこと。(評議員選任・解任委員会の開催)
- 評議員の選任にあたっては、就任の意思表示があったことを就任承諾書等により確認すること。
- 評議員の選任にあたっては、改選の都度、履歴書等により、欠格事由等に該当しないことを確認すること。
- 評議員会の招集については、理事会において招集事項を決議した上で通知すること。
- 評議員会の議事録については、議事録作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。

イ 理事、監事及び理事会

- 欠席が継続している理事(又は監事)について、出席を促す等検討すること。
- 業務執行理事(又は理事長)については、理事会の決議により選定すること。
- 監事選任案を評議員会に提出するにあたっては、在任監事の過半数の同意を得るとともに、同意を得たことを証する書類を残すこと。
- 理事会の決議を要する事項について、もれなく決議を行うこと。
- 理事長(及び業務執行理事)の職務の執行状況について、定款の定めに基づき、必要な回数以上、実際に開催された理事会において報告すること。

ウ 評議員、理事及び監事の報酬

- 役員等の報酬等支給基準について、定款の定めに基づき、評議員会の承認を受けること。

エ 資産管理

- 基本財産について、もれなく定款へ登載すること。

オ 会計管理

- 経理規程を実態に即して改正すること。
- 当初予算の編成にあたっては、事業年度開始の前に、定款等に定める手続きを経ること。
- 計算書類、計算書類の注記、附属明細書及び財産目録について、もれなく適正に作成すること。
- 国庫補助金等特別積立金について、適正に計上すること。
- 貸借対照表について、正確に作成すること。

カ その他

- 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表すること。
- 法人の登記事項について、速やかに変更登記の手続きを行うこと。
- 経理規程に定める金額を超える契約については、必要な契約書を作成すること。